

災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と一般社団法人 兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等に関して次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等が必要と認めるときは、乙に対して、次の業務について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物流業務に必要な施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 物流業務に必要な人員の派遣

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の緊急輸送等について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請を完了したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙の業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（対価及び費用の支払）

第5条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲 田 一 彦

乙 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
一般社団法人
兵庫県トラック協会
会 長 原 岡 謙 一